

資料1

# 関係資料

平成19年3月27日

内閣府大臣政務官

田村 耕太郎

## グリーンシート制度

### 1. 概要

(1) 「グリーンシート制度」とは、日証協規則において、

- ① 非上場企業のうち、「適正」監査意見の付された財務書類を用いた開示等を行うことのできる企業の発行株式を指定。
- ② 当該株式について指定会員が投資勧誘を行うものが、グリーンシート銘柄。
- ③ 日証協において、売買気配、売買高等の投資家への公表、売買管理等を実施。

(2) グリーンシート銘柄は現在以下の4区分に分かれている。

- ① エマージング（成長企業向け、54 銘柄）
- ② オーディナリー（28 銘柄）
- ③ フェニックス（上場廃止企業向け、7 銘柄）
- ④ 投信・SPC（1 銘柄）

### 2. 現状

#### 売買高

(単位:千株)

	エマージング	オーディナリー	フェニックス	リージョナル	投信・SPC	計
2005年	49	1	11,372	0	0	11,422
2006年	77	61	15,928	0	0	16,066

#### 売買代金

(単位:億円)

	エマージング	オーディナリー	フェニックス	リージョナル	投信・SPC	計
2005年	9	1	7	0	0	17
2006年	11	3	18	0	0	31

#### 銘柄数

	エマージング	オーディナリー	フェニックス	リージョナル	投信・SPC	計
2002年	41	-	4	18	-	63
2003年	54	-	5	17	1	77
2004年	70	-	8	17	1	96
2005年	68	14	7	-	1	90
2006年	54	28	7	-	1	90

#### フェニックス銘柄の内訳

銘柄名	気配提示開始日	廃止となった市場
太平化学製品(株)	1999.10.1	東証2部
三国商事(株)	1999.10.1	東証2部
チッソ(株)	2000.4.3	東証1部
オリエン時計(株)	2003.7.28	東証2部
プラス・テック(株)	2004.3.1	東証2部
(株)信貴造船所	2004.8.2	ジャスダック(店頭)
太陽毛絲紡績(株)	2004.8.2	ジャスダック(店頭)

## グリーンシートと他市場等との比較

## ○ 銘柄数

JASDAQ	マザーズ	ヘラクレス	グリーンシート	米国 ピンクシート
966	185	153	87	8,145

注) 平成 19 年 1 月末現在。

ただし、ピンクシートは平成 19 年 3 月 2 日現在。

## ○ 売買代金

(単位: 百万円/日)

JASDAQ	マザーズ	ヘラクレス	グリーンシート	米国 ピンクシート
93,902	88,621	53,737	13	45,966

注) 平成 18 年の 1 日平均売買代金。

ただし、ピンクシートは平成 19 年 3 月 2 日の実績。

1 ドル=116 円で換算。

## ○ 売買高

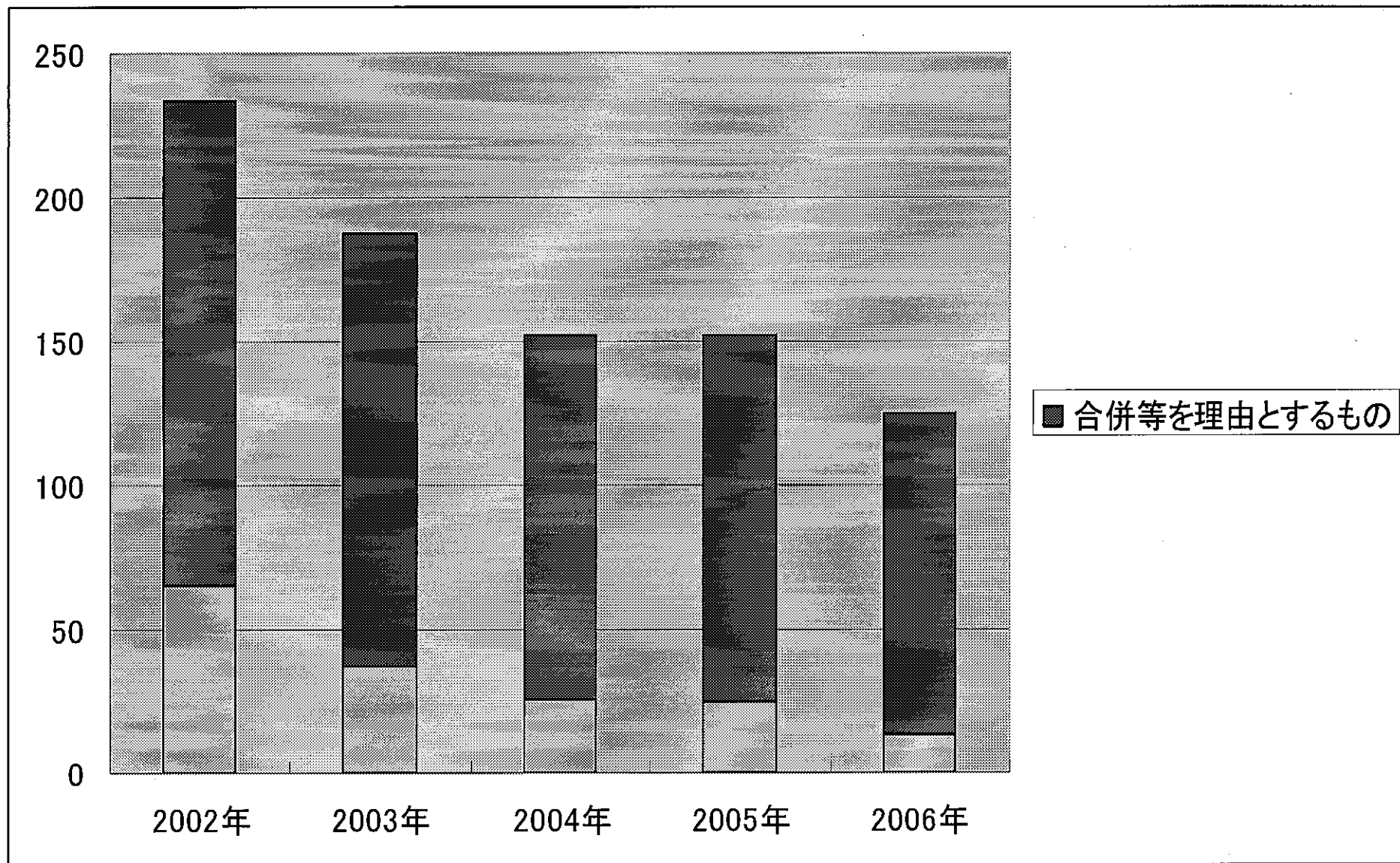
(単位: 千株/日)

JASDAQ	マザーズ	ヘラクレス	グリーンシート	米国 ピンクシート
85,913	15,107	6,463	65	4,222,092

注) 平成 18 年の 1 日平均売買高。

ただし、ピンクシートは平成 19 年 3 月 2 日の実績。

## 上場廃止銘柄数の推移



(注) 重複上場解消に伴うものを除く。

## 課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスダック)	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第1 75条第7項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知った上記5の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年5月11日	アイネス (東証1部・大証1 部)	アイネス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(新株発行)を、日本プラスト社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第1 75条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(新株発行)を、上記8の者からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	46万円	平成18年6月9日

## 課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
10	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)ジー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(新株発行)を、パオ社との間の契約の履行に関して知り、同社の計算において、当該事実の公表前に買い付け。	39万円	平成18年10月2日
11	有価証券報告書 虚偽記載 (証券取引法第172条の2第1項)	平成18年11月22日	東日本ハウス (ジャスダック)	発行体	退職給付引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出。	200万円	平成18年12月6日
12	有価証券届出書 等虚偽記載 (証券取引法第172条第1項及び第172条の2第2項)	平成18年12月6日	TTG (ジャスダック)	発行体	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出。	1億3千133万円	平成18年12月27日
13	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付け。	17万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売り付け。	16万円	平成18年12月25日
15	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売り付け。	73万円	平成18年12月25日
16	発行登録追補書 類虚偽記載 (証券取引法第172条第1項)	平成18年12月18日	日興コーディアル グループ (東証1部、大証1部、名証1部)	発行体	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	5億円	平成19年1月5日
17	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年2月6日	ジャパン建材 (東証1部)	旧ジャパン建材社社員 (経理等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に信用取引にて売り付け。	4万円	平成19年2月26日
18	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成19年3月9日	小松製作所 (東証1部・大証1部)	(株)小松製作所	重要事実(連結子会社の解散の決定)を、その職務に関して知った執行役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に自己株式の買付け。	4千378万円	—